

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会 議事次第

令和6年11月8日（金）

10：30～12：00

3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について

3. 閉 会

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿
（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

河野真理子 早稲田大学法学学術院 教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

深野 大樹 全日本海員組合 水産局水産部副部長補

（関係使用者を代表する委員）

小栗 謙司 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 理事兼指導部長

納富 善裕 （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会
代表理事専務

◎専門部会長

配 布 資 料 一 覧

資料 1 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金
（令和 4 年12月26日令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）

資料 2 漁業（かつお・まぐろ）業の最低賃金の改正状況

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金

令和 4 年12月26日 令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正令和 6 年 2 月 8 日 令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号

- 1 適用する地域
全国
- 2 適用する使用者
船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）第 2 条第 1 2 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
- 3 適用する船員
前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第 5 項に掲げる 1 人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。
- 4 適用する期間
かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。
- 5 第 3 項の船員に係る最低賃金額
月額 1 人歩船員 2 0 3 , 3 0 0 円
(月払いとする)
この場合において、1 人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。
- 6 最低賃金に算入しない賃金
(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
(2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
(3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
(4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
(5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）
この公示は、令和 5 年 1 月 2 5 日から効力を生ずる。
附 則（令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）
この公示は、令和 6 年 3 月 9 日から効力を生ずる。

漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192, 000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192, 000円	〃
平成15年度	据え置き	192, 000円	〃
平成16年度	据え置き	192, 000円	〃
平成17年度	据え置き	192, 000円	〃
平成18年度	据え置き	192, 000円	〃
平成19年度	200円UP	192, 200円	〃
平成20年度	据え置き	192, 200円	〃
平成21年度	据え置き	192, 200円	〃
平成22年度	据え置き	192, 200円	〃
平成23年度	300円UP	192, 500円	〃
平成24年度	200円UP	192, 700円	〃
平成25年度	6, 300円UP	199, 000円	〃
平成26年度	300円UP	199, 300円	〃
令和4年度	最低賃金設定	199, 300円	漁業(かつお・まぐろ)
令和5年度	4, 000円UP	203, 300円	〃